
午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第2. 市政一般質問

○議長（初村 久藏君） 日程第2、市政一般質問を行います。

本日の登壇は3人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 皆さん、おはようございます。一般質問に入ります前に、市長に一言お礼を申し上げたいと思っております。

6月の一般質問で、阿連地区の病院行きのバスの件と、それから仁田の歯科診療所の内装の件をお願いしたんですけど、早急に対応していただいたみたいで、本当にありがとうございました。大変、阿連地区の人なんかは、阿連から今里まで病院、歩いてたんです、バスまで。それももうしなくていいようになって、お礼を言う으로써くれということでした。ありがとうございました。

それでは、通告をしておりました有人国境離島法についてお尋ねします。

島外に出ている人たちの運賃について。

それから、水道料金についてなんですけど、ある商事会社が17年間にわたって水道料未納の件についてお尋ねしたいんですけど、この件は長崎新聞に私が載せていただいて、そして17年ちいうことで書いてあったんですけど、私が全部調べたところ、合わせて26年になりました。合計26年払ってないということです。

3番目に、老人ホームの件をお尋ねします。

12月に引き続きの事案と、介護保険、9期の老人ホームの整備についてお尋ねいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 入江議員の質問にお答えいたします。

初めに、有人国境離島法についてでございますけども、特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的居住が可能となる環境を確保する観点から、対馬市に住所を有する市民は、平成29年4月1日から、離島と本土とを結ぶ航路・航空路の運賃をそれぞれJR普通運賃並みから新幹線運賃並みに軽減された運賃となっております。

航路・航空路の利用状況につきましては、いずれにおいても、運賃低減の効果により年々増加傾向にありましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により減少しております。

す。

対馬島民と島民以外の利用割合をしてみると、航路・航空路全体の利用割合は島民が約4割、島民以外が6割を占めており、運賃の安いフェリーについては約7割が島民以外の利用となっております。

対馬島民以外における運賃低廉化の対策につきましては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱で定められた基準に該当する者のうち、あらかじめ大臣の承認を得なければならないこととなっております。

住民に準ずる者、いわゆる準島民の基準は、1点目として、対馬市民が扶養している対馬島外に居住している高校、大学及び専修学校等の各種学校に在学する学生等、2点目として、対馬市が移住定住促進施策の一環として行う事業によって体験居住、体験就職、居住物件の探索等のために来島する者、3点目として、対馬市が交流拡大施策の一環として行う事業によって来島し、一定期間、学習・研修・就労・実習等を行う者となっております。

準島民としての適用範囲については、先ほど申し上げました3項目が拡充された経緯があり、以降これまでも、長崎県市長会、国境離島活性化推進特別委員会等からも国、県へ強く要望してまいりました。今後におきましても、議会とともに、関係市町と連携して島民以外の運賃低廉化に向け取り組んでまいります。

次に、水道料金についてでございますけれども、公共料金である水道料金の未徴収について、市民の皆様には大変な御心配をおかけし、誠に申し訳ありません。これは、旧美津島町時代の平成14年度に水道本管布設替え工事を実施し、工事の中で水道量水器を含む給水管の移設工事を平成15年3月に完了し、平成15年4月から水道料金を徴収する予定でありました。

水道料金未徴収の原因といたしまして、水道料金を請求するときに使う住所・氏名等の利用者情報を記す台帳と料金システムへの登載を失念していたことにより、対馬市合併後の水道料金システムに統合・導入ができていませんでしたので、その後、水道量水器の検針もなされてなく、旧美津島町時代の平成15年4月から対馬市への合併後の令和2年10月までの約17年間、水道料金が徴収できていない状況にありました。

この件は、令和2年8月に匿名での水道料金未払いの通報が水道局にありまして、水道料金未徴収の事案が判明したものでございます。その後、当事業所の水道量水器、料金未請求分の内容等の調査及び協議の結果、水道量水器は当事業所のものと確認し、水道料金も請求されていないことが判明しましたので、約17年間の未請求のうち、民法上の事項に該当しない2年間分を令和2年11月分として当事業所に請求し、水道料金の収納を行っております。

このような水道料金未徴収の再発防止策として、職員の再教育と併せて、各種届出の入力を担当職員だけに任せるのではなく、別職員でも入力済みの確認するダブルチェック体制を確立し、

再発防止に努めてまいります。

なお、当事業者様におかれましては、令和2年10月時点では料金総額の協議ができていなかったこともあり、改めて、未納料金相当額44万3,230円を自主的に全額納入いただきました。事業者の皆様の御厚意に感謝いたしております。

なお、先ほどの議員の質問の中で、17年間ではなく、合わせて26年間という御指摘もありましたけども、このことにつきましては、私たちも先ほど聞いたばかりでありまして、全くそこら辺の情報を持ち合わせておりません。そういうことで、今後、ここはまた再度調査をいたしたいと思っております。

次に、第9期介護保険事業計画策定における施設整備計画でございますが、まず介護施設の整備につきましては、昨年、第4回定例会の一般質問の際に、次期以降の介護保険事業計画策定において、将来的な高齢者の人口推計、介護サービスの需要等を精査しながら、整備が必要と判断した場合は、将来、安定した介護保険事業の運営及び現在の介護サービスを継続して供給できるよう、慎重に判断していきたいと答弁しております。

仮に第9期介護保険事業計画で施設整備をする場合の整備の流れは、整備するサービス区分を介護保険事業計画に位置づけ、市が県へ施設整備助成事業実施協議書を提出し、県の採択を受けた上でサービス事業者の公募を行い、事業者の選定を行います。選定された事業所が施設整備後、市から事業所へ補助金の交付、事業所の指定、運営開始という流れで整備を行うこととなります。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） まず、有人国境離島法の件ですけど、これは大変難しい問題だと思うんですけど、もう何年か前からこの問題はずっと挙がってきて、一般質問でも何回か出たと思うんですけど、できるだけできるように努力をしていただきたいと思います。無理だということとは分かるんですけど、たくさんの人からも挙がってきてますので、よろしく願いいたします。

次に、水道料金の件ですが、1月8日に市民の方から投書があり、1月18日の長崎新聞に、お願いして私が掲載していただきました。

それで、商事会社が、17年って書いてあったんですけど、これを私が調べたところ、26年でした。何でかという、平成7年の6月27日に、同じ会社の建設会社の土場で水道を引いてるんです。そのときにメーターもつけてるんです。それで、一応、平成7年6月27日に土場として水道管を引き込んで、そのときにメーターをつけてるんですけど、そのメーターを設置したときに、町のほうも悪いと思うんですけど、大体、事業者のほうも開始届を、これを出さないといけないはずなんですけど、それも出てないで、平成7年から26年間、無断で使ってるんです。そして、令和2年に内部告発があつて、水道局のほうに発覚して、令和2年から2年に遡って水

道料金ももらってるんですけど、26年間のうちの2年分なんですよ、この水道料金が。

それで、一応勉強してみたんですけど、契約をしてないのに26年間使ってるんですけど、法律では、契約をしてから26年間払ってない場合の法律なんです。これは、水道引いてもろうた人も大体は開始届を出さないでそのまま使ってるんですから、ちょっと何か〇〇〇としか言えんと思うんですよね、これは。大体、町も、そのメーターをつけたときにメーターの番号とか分かるはずなんです。

それで、一応、投書を見てから、私は水道局長にも言うたし、水道局にも何回も足を運んで、いろいろけんかみたいにもなりましたが、メーターの番号とかを、引き込んだときに町のほうはナンバーも何も全然つけないんですか。それをちょっとお答えください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） お答えいたします。

現在の水道局といたしましては、水道メーターにつきましては在庫管理をしておりますので、メーター器の番号等は管理をしております。

ただし、当時の旧町時代につきましては、そのような形ではなっていないと思われま

す。以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 水道局に私は何度も通うてあれしたんですけど、令和2年に発覚した時点で、平成7年に引いた水道のメーターが令和2年まで回り続けてたんじゃないんですかね。そのメーターの、回り続けとったメーター数見てみますかということも言うたけど、あなたはそんなのは見てませんって言いましたよね。普通やったら、平成7年から令和2年までメーターがずっと回り続けて、使うとるメーターが分かるはずなんですけど、それも見てませんって言われましたけど、どういうことですか、それ。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 申し訳ありません。旧町時代のことはちょっとはつきり分かりませんが、実際、その所有者の方につきましては、土場のほうに地下水の施設が利用できる設備が整ってるということで、休止という形で対応させていただいてる形だと思います。施設にですね……。

○議員（7番 入江 有紀君） もう一回言ってください。

○水道局長（立花 大功君） 地下水を利用できる設備が整っておりますので、水道水は不要だから休止という形で、水道水の利用がなかったという形です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 水道局長、それ、うそじゃないですか。私は行きましたよ。行っ

てから、全部調べたところ、私も大体、地下水を引いてあるのかなと思ったんです。ところが、この商事会社には、地下水は一切引いてませんでした。現場まで行って見てきてます、私は。それ、うそやないですか。何でそんなうそつくんですか。この前、私が水道局行ったときも言いましたよね、それ、私、見に行ってきましたって。でも、全然、地下水は引いてありませんでしたよ。何もありませんって言われましたよ、事務員さん。だから、そういううそをついたら駄目ですよ。当たり前のことを言いましょや。水道局で私が言うたこと、言いませんか。うそやないですか。全然引いてなかったやないですか、地下水は。

それで、平成7年に大体あなたたちが、メーターをつけた時点で料金の請求書出さないって——相手も悪いですよ、使用届を出してないんだから。悪いけど、あなたたちも悪いじゃないですか。大体、メーターをどのぐらい仕入れて、ナンバー何がどこについてますちいうことぐらい、ちゃんと何でできないんですか、そのぐらいのことが。26年間ですよ、これは。同系の会社やないですか。最初は建設会社の土場で平成7年に引いて、その後、平成15年に商事会社が入って、それも開始届は出してない。ずっとじゃないですか。それで、メーターの番号とかも、つけた時点でするんじゃないですか。何もつけてなかったちゅうことでしょうか。それが不正なことしとるかでしょうか、水道局、美津島町時代に。

大体、水道を本管から引いたら、メーターつけたら、請求を出しませんか、普通。幾ら開始届が出てなくても、あそこにはメーター引いた、何番のメーターを引いたちゅうことはしてないんですか。おかしいじゃないですか、それは。お答えください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 現在は、水道局といたしましては、水道メーターの貯蔵品の管理といたしまして、刻印されました水道メーターで管理をしております。

ただし、おっしゃってる旧町時代につきましては、ちょっと今、承知していないところでございます。

それと、事業者様につきましては、実際、名義変更がされとって、15年の3月の時点で名義変更で使用者が入れ替わった手続がされたと考えております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 何か言いよることがおかしいやないですか。平成7年に、土建会社の——同列会社ですよ——土場として引いた。そのときに、メーターの番号とかがないんですか、メモは。つけたメーター。

それで、幾ら開始届を本人が出さなくても、このメーターはどこにつけたちいうことは、市のほうで分かってたんじゃないですか。土場にしたときに、平成7年の6月27日にメーターをつ

けましたということは残ってましたよ、美津島町に。その時点でメーターをつけたなら、この27日ちいうのは明らかに残ったわけですから、そうすると26年間になるんです。それを、残ったのに、何で徴収をしなかったかちゅうことやないですか。幾ら開始届が出てないにしても、メーターどこどこに何番をつけたちゅうことはあれやないですか。仕入れほどのぐらいして、どのメーターの番号をどこにつけたちゅうの。残ってたんですよ。だから、美津島町を調べたら、6月27日にメーターつけましたちゅうことですよ、本管から引き込んで。だから、平成15年に、ほかじゃないで、系列の商事会社が入ったときも名義変更もせずに、そのままずっと今まで、令和2年に発覚まで使ってるんですよ。ずっと水道使ってるんですよ。だから、令和2年に投書があったんでしょ。それで分かったんでしょ。

そして、おかしいち、私、思うたのは、これは開始届が出てなくて、法律上では開始届が出たってですよ。2年間に遡ってもろうたちいうことですけど、開始届が出てない水道を26年間無断で使って、たった2年間しかもろうてないちゅう、これは法律には触れないんですか。これ、〇〇やないですか、〇〇〇。私はそう思います。そして、これは開始届して契約をしてないものを無断で使うとるわけですから、2年でいいんですか、法律的には。お答えください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） まず、給水装置工事申込書は、平成7年6月27日に受付で、適切に処理されておりますので。

○議員（7番 入江 有紀君） ちょっと私、聞こえんちゃけど。もうちょっと大きい声でしゃべって。

○水道局長（立花 大功君） すいません。給水装置の工事申込書につきましては、平成7年6月27日に受理されておまして、適切に処理されております。ですから、その当時から給水開始という形に手続がなっております。（発言する者あり）

それと、民法の、法律の考え方なんですが、水道料金につきましては、消滅時効期間が実際2年間ということになっておりますので、実際、2年間で対応させていただいてる形であります。

それと、合併前の旧町時代の使用者情報が水道料金台帳への登載ミスという形でございますが、長年にわたり気がつかなかったことに対しては弁解の余地もなく、猛省しているところではございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 入江議員に申し上げます。発言に注意してください。7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 何を言ってるんですか。民法173条で、契約をした人が、20年間なら20年間払ってなくても、水道契約をしとる人の場合は2年間なんです。令和2年からは、一応、民法で5年になったんですけど。2年間、もらってますよね、今。その2年間は

どうして決めたんですか。契約をしてない水道ですよ、これは。民法では、契約をして、20年間払うてない場合でも2年間ということになってますよね。これは、契約しといて、20年間払うてない場合は2年間です。でも、この例の場合は契約をしてないんです。契約してないで、26年間無断で使ってるんです。それでも2年間で済むんですか。お答えください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 実際、平成7年の時点で給水申込書があったという形の方で、これが給水契約という形で捉えております。それと、平成15年の段階で名義が変わった段階でも、実際はこれが契約という形で捉えております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） そして、私は、1月8日に投書もらった時点で、水道局にも投書の文書を流しましたよね。流してますよね、投書もらった文書を。そのときから、あなたとずっと交渉しました。美津島町を調べておりますから、まだまだということで、ずっとまだいまだに返事が来てないんです。自堕落やないですか、あなた、あんまり。大分、私はあなたと行ってけんかしましたけど、こういう自堕落なこと水道局がしとって、あんな堂々と私にもう、美津島町時代のことでですから私たちは分かりません、そんな言い方はないですよ。あんまりやとですよ、あなたの答弁が。もうちょっとしっかりしてくださいよ。

そして、あれを答えてください。26年間使うとって、契約してなくて使うとるちゅうことでも2年ですかということを聞いてるんですよ、私は。この民法では、契約をしておいて20年間水道料払うてない場合は2年ですと。令和2年以降は民法では5年になったんですけど、それ前だから2年ですよ。でも、それはあくまでも契約をしとる人たちのということです。全然、これは契約書も出てないんですから。それでも2年ですかということを聞いてるんです。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 書類の提出以外でも、電話等で連絡があった場合にも契約が成立という形で考えております。ですから、口頭での受理も使用開始という形で対応はしております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） こういうことを許しよけば、私たちやなんか普通の市民の人たちは、3か月払わんなら、〇〇〇の請求書みたいなのが送ってきて、6か月後にはストップされてるんですよ。それやとに、こんなして20年間も払わんで黙って、たった2年間に遡ったほうがいいやないですか。こんなずるいことはないと思いますよ。

大体この商事会社も汚過ぎますよ。内部告発があったのが、内部告発しか分からないと思うん

ですよ、私たちには。だから、もうちょっと水道局もしっかりせんと駄目ですよ。こんなことで、本当、市民はびっくりしてますよ。

それと、建設会社の土場に水道引いたとき、普通の家庭用は13ミリですよ。土場ちゅうのはいっぱい水を使いますよね。それでも13ミリしか引いてないちゅうこと、これもおかしいんじゃないですか。普通の千三百幾らの基本料ちゅうのは、普通、土場やなんかはいっぱい使うんじゃないですか。大きい18ミリとか23ミリになるんじゃないとですか。何で小さい13ミリを引いたか、お答えください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） お答えさせていただきます。

事業者だから大きい口径が必要ということではなくて、あくまでも水を必要とされる相手方が必要なメーター器の口径を申請されて、その分に対する利用をされてる形というふうに考えておりますので、事業者様だから大きい口径が必要ということでは考えておりません。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） とにかく、この問題は簡単な問題じゃないと思いますので、一応、市長以下、おたくはもちろんですけど、何らかの責任を取るべきだと思いますけど、どう思われますか。答弁ください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 水道管理者は対馬市長となっておりますが、水道企業会計出納員及び事業統括者は私、水道局長となっておりますので、責任は私にあると思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 時間がありませんので次に入りますけど、全島のメーターを一応検査してもらって、今後このようなことがないようにしていただきたいんですけど、それができますか。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 平成29年度に簡易水道を合わせた上水道として統合しておりますので、その後のメーター器の貯蔵品管理は適正に行ってる形でございますので、こういう事案は発生しないものと考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 老人ホームの件についてお尋ねします。

私は、9月と12月と、一般質問で老人ホームの待機者の件をやってまいりましたが、部長と市長の12月の答弁で、緊急の場合は2つの養護老人ホームを用意してますから大丈夫ですよちという答弁をいただいています。ところが、1月に、ある人が御夫婦で住んであって、そして御主人のほうで肺炎になられて入院した。奥さんの面倒を見る人がいなくなったちいうことで、この場合も一応、緊急になると思うんですけど、福岡で働いて生活をしてある娘さんをケアマネが電話かけて呼んで、そして介護休暇を取らせて呼んでるんですよ、こっちに。本人も、介護休暇を長く取るならもう一応、辞めてくださいちいうことを言われて、そして私のほうの耳に入ったんですけど。

それで、部長ともいろいろ話をしたんですけど、緊急の場合に2つの老人ホームを用意してますよちいうのはうそだったんですよ、全く。全然入れないんですよ。だから、どうしてそういうことを言われたか、答弁ください。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

緊急一時に入れなかったということでございますけども、まず、この方に対してはケアマネさんがいらっしゃいまして、その方が利用について通常はお世話をしてありまして、この場合は、施設のほうに、介護サービスのほうを利用に当たって家族と調整をするということに来ていただいております。その中で、短期入所とかいろいろ、そこら辺の居宅サービスとかの利用の中で、施設をどのように利用していくかという調整をされるということで、家族との調整をするということ帰っていただいております。それで、ケアマネさんのほうがいろんな短期入所施設をあちこち調整されまして、利用を計画をされるということになっております。その中で、いよいよどうしても家族とか施設ができなかった場合には緊急一時を使うというような、そういうような流れでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 全然違うじゃないですか、言うことが。私は、一般質問のときに、12月に答弁いただいたのは、緊急の場合は2つの養護老人ホームを用意してますから大丈夫ですよち、市長も部長も言われましたよ。でも、そうじゃないじゃないですか、現実には、不思議と私にみんな言うてくるんですけど。娘さんが見るから大丈夫ですよち言われましたよね、部長も。ところが、娘さんは、仕事のほうから、介護休暇を取るならもう辞めてくださいと言われた。生活がかかる。それで私に言うてきたんですよ。そしたら、ケアマネがまた娘さんに言うて、帰ってきてくださいと言ってるんですよ。

だから、そういうことじゃないで、こういう場合は、緊急の場合は、あんなに答弁されたんで

すから、入れてくださいよ。入れるようにしてくださいよ、用意してるなら。あれが本当なら。そうせんと大変ですよ。家族は生活がかかるんですよ、働かんと。それをわざわざ福岡から呼び寄せて介護させるちゅうことはどういうことですか。

それともう一つ、部長にお尋ねしますが、12月の一般質問で私とある議員とでお願いした件なんですけど、その人が丸山に入居が決まるとって、本人たちから断られましたのでっていうことで答弁されましたけど、あれはうそだったじゃないですか。あれは、ショートやないですか。ショートの場合に、丸山は峰だから、送り迎えが大変だからちゅうことをお断りしたのに、あなたが答弁されたのは、本人さんたちのほうから、入居が決まっちゃったけどお断りされましたって答弁されましたよね。一般質問でも見てもらいましたよね、私、あなたに言ってから。そのことは謝ってください、ここで。うそやったやないですか。

そして、まともなことを言ってくださいよ、本当に入居できるかできんかっていうこと。緊急の場合に、2つの養護老人ホームを用意してるなら、本当に入れるんですか。本当のことを言うてください。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

高齢者緊急一時保護事業につきましては、まず介護保険法を先に優先いたしまして、その利用のほうは、さっき言いますように、短期入所、あちこち調整いたしまして、調整ができない、それから家族等、介護する方がどうしてもできないと、そこら辺の調整をした後は、そういう状況があれば入所ということをお今しております。今回は調整がついておりまして、そのような入所までは至っていないという状況で、ケアマネさんのほうで調整をずっとしていただいているところでございます。

それと、12月の議会のときに、今、議員御指摘の養護老人ホームに入れなかったとの答弁に、私が、入所が決まってから本人様の都合で入れなかったと、そのように確かに答弁をいたしておりますが、この答弁の「入所が決まってから」という意味は、高齢者緊急一時保護事業の一時入所が決まってからということございまして、私の言葉足らずで誤解を招きまして申し訳ございません。そういう意味の答弁であったということで、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 介護保険、9期で一応、老人ホームの整備を考えてあるということなんですけど、平成17年にグループホームが6ユニットできてるんです。そのときに、補助金はゼロだったんですよ、みんな。そしたら、平成25年の6月に、梅仁会がグループホーム峰の杜……。

○議長（初村 久藏君） 入江議員、固有名詞を出さないようにしてください。

○議員（7番 入江 有紀君） はい。

グループホーム峰の杜を整備するときに、平成17年に整備した6施設は全然補助金ゼロで整備して、平成25年の6月に前市長のいとこのところが整備したときには長崎県から補助金が出る。長崎県地域介護・福祉空間整備事業補助金3,511万2,000円が出てるんです。

それで、もし、今度9期でグループホーム、通院、ユニットとか整備する業者が出た場合は出せるのかどうか、この補助金を。お答えください。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

介護の施設の整備に係る県の補助金はございますけども、まずは9期の計画に載せるということが先でございます。今、計画は一応5年度に策定をすることになっておりますので、その結果によるものでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） この25年のグループホームのときには補助金を県から取ってもらってるんですけど、それが、今度も9期で一応整備する場合はできるんですかと聞いてるんですけど。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

補助金は、県のほうに制度がございますので、今度、整備するようになれば、補助金が出るということでございます。その中でも、補助金につきましては、市のほうで計画がある場合、前年度に県のほうに要望書を提出いたしまして、事業の補助金の決定を受けまして、することになります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 9期で整備する事業所が出た場合、いつぐらいの募集になるか。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えいたします。

まずは9期の介護保険事業計画に載せるということが大事でございまして、そういう形になった場合、さっき市長のほうも答弁いたしましたけども、仮にとということで答えさせていただきます。

令和5年度の末に県へ市のほうが希望届を出しまして、県の補助事業の確保の手続を行って、

その決定通知が到着後、公募を行うこととなりますので、6年度が始まって、公募準備ができてからになります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 9期のときをお願いしたいんですけど、廃校跡を利用して、軽費老人ホームC型、60歳の独り住まいの年寄りを一つにまとめる、60人、一つにまとめるというと、一応、廃校跡がいっぱいありますので、そんなところを利用して。軽費老人ホームのC型なら入居代も安いし、生活保護でも入れるし、どうにかそういう計画を立てていただけないでしょうか。一応、これ、要望です。ちょっと返事ください。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、乙成一也君。

○福祉保険部長（乙成 一也君） お答えします。

市の廃校跡地、また土地を使うということが施設を造る場合にできないかということでございますけれども、そのような場合は、その時点で関係部署と協議をしていくようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 時間が来ましたので、よろしく願いしておきます。お年寄りがやっぱり入居申込みをしてから、3年以上入れないんです。そのうちに亡くなるという方がほとんどですので、少しでも造ってあげて、やってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 昼食休憩とします。再開は午後1時からといたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 皆さん、こんにちは。対政会の小島でございます。

例年、3月の定例議会中は日ごとに春めき、身も心も軽やかになり、新年度予算も計上され、どのような施策が展開されるのか、期待感を持って議場に臨んでいました。しかし、今年はコロ